

論壇

租税争訟にADRの導入を



佐藤明弘 【上野】

I. ADRとは

ADR (Alternative Dispute Resolution)とは、訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指すものである。紛争解決の手続きとしては、「当事者間による交渉」と「裁判所による法律に基づいた裁断」との中

II. わが国の税務行政の現状と問題点

税務調査は、その最終段階において課税庁と納税者が協議し、修正申告を課税庁が容認する方法で事実上の和解が行われている。また、国家賠償請求訴訟では、国は多くの訴訟上の和解を実現してきた。租税事件を含む行政事件について、行政調査段階、不服申立段階、行政訴訟段階のいずれの段階でも、協議・和解制度を導入すれば、国民の救済は飛躍的に拡大するであろう。行政事件訴訟法7条は、「この法律に定めがない事項については、民事

III. ドイツとアメリカの状況

ドイツでは税務事件について、異議申立手続や訴訟手続において積極的に協議・和解が行われている。ドイツの税務行政においても、当事者の便宜や能率的な課税等のために、収入金額や必要経費の金額につい

て、積極的に和解する現象がみられる。米国では個人・法人を問わず、税務署内に設けられた不服審判部での協議の段階で納税者が課税庁と和解する可能性が非常に高い。米国では、租税裁判所事案の約7割が和解によって終局している。

IV. 早期救済

行政訴訟の機能不全状態を解消し、民主的・近代的な紛争解決ルールを構築する必要があるから、「課税庁と納税者との合意」について、明確な法的根拠を定めるべきである。和解を全く認めないということでは、納税者の法的に不安定な状態が長く解消されない。民主国家において、違法課税の排除は、国の重要な納税者に対する法的義務である

V. 紛争解決公正基準の制定

和解は「原告間の不公平あるいは税務職員の不正につながるかねない」という心配があるとされる。そこで、裁判官が関与した裁判上の和解に限るべきとの意見もある。しかし、紛争解決に関する公正基準を予め定めておけば予測可能性が確保される。また対立する紛争当事者が相互に対審し、中立かつ独立した第三者が仲介すれば、そのような協議のプロセスを経た和解条件は、具体的な妥当性が

VI. 協議・和解の実績公表と合法性原則

東京都銀行税条例事件における和解経緯は公表された。協議・和解によって終結した事件について事件概要と和解条件を公表すれば、同一の違法課税を受け納税者もまた救済を求めらるであろうから公平性は確保されるであろう。行政事件においては恣意的和解は許されない。あくまで「公正な判決を想定した和解」が許容されるのであって、税務調査・不服申立・租税訴訟において、ドイツの現状を紹介し、我が国の行政不服審査法及び国税通則法の改正が如何に行われるべきかについて提言したい。行政救済法の領域では、調査や協議段階である事前手続で救済するのか、処分がなされてからも行政争訟手続で救済するのか、司法手続で救済するのかが問われる。ドイツはその三面のいずれでも十分な救済を実現している。我が国の租税争訟手続改革を議論する場合、最も参考になると

VII. ドイツの租税争訟の特長 (実効的救済の実現)

以下において、ドイツの現状を紹介し、我が国の行政不服審査法及び国税通則法の改正が如何に行われるべきかについて提言したい。行政救済法の領域では、調査や協議段階である事前手続で救済するのか、処分がなされてからも行政争訟手続で救済するのか、司法手続で救済するのかが問われる。ドイツはその三面のいずれでも十分な救済を実現している。我が国の租税争訟手続改革を議論する場合、最も参考になると

- ④ 救済率(原告の主張の一部でも認められる率)は約50%で高く、異議申し立てから訴訟までの手続きにおいて、約75%が一部以上救済されている。
- ⑤ 事前行政手続の充実(手続的法治国家) 連邦行政手続法は、処分前の行政手続を重視し、不利益処分がなされる前の告知・聴聞・理由附記等の手続保障を重視している。

VIII. 行政ADRと協議・和解制度の必要性

ドイツ、アメリカにおいて租税訴訟の大半は、判決ではなく訴訟上の和解や取り下げによって終結している。かかる租税訴訟先進国では、行政ADR(裁判外紛争解決方法)が発達し、かつ租税訴訟においても協議・和解手続が定められ、迅速な解決がなされている。

しかし我が国では「抗告訴訟に和解なし」とする誤った学説が租税訴訟における協議・和解制度の導入を妨げている。しかし、ドイツやアメリカでは行政手続や司法手続において、課税庁と納税者が協議・和解する制度があり、「事実に関する和解」は、行政争訟においても可能とされている。納税者の実効的救済は、国税通則法や行政不服審査法を改正して、協議・和解制度を導入することによって実現されると思われる。そ

- ⑥ 行政救済と司法救済 ヨーロッパの大陸法圏では、処分後の事後救済が中心であったが、ドイツでは行政手続における救済と司法手続における救済の両方が機能している。
- ⑦ 憲法裁判所による救済範囲の拡大 憲法裁判所を設置し、租税法に関する違憲判断に一般的効力を認め、紛争当事者のみならず類似事件の当事者や将来の納税者をも救済する制度が存在する。

(参考文献)

- ① 信山社発行「和解技術論(第2版)」学習院大学教授 草野芳郎
- ② 立命館法学第33巻6号「行政訴訟における和解」立命館大学大学院法務研究科 教授 斎藤 浩
- ③ 「ハンブルク財政裁判所の概要」クリストフ・ショーエンフェルト著
- ④ 財務省HP統計
- ⑤ 「ドイツにおける行政裁判制度の研究」法曹会